

二十三日以來勞資數次ノ會見折衝ヲ重シタルモ妥協
莫クシ決裂ノ状態ニアリタルカ二十五日解雇職工等
ハ當座調停課ノ調停申立ヲ為スニ至レリ

斯クテ調停課ニ於テハ西省ノ調停案ヲ提示シ斡旋ヲ
為シ二十七日午前十時ヨリ工場事務所ニ於テ勞資全
見午後六時三十分左記条件ニ依リ解決セリ

解決条件

一七名ノ解雇ノ取消スルコト
二日給一圓五十錢以上ノ省ニ對シ平均ニ割ノ値下ヲ
為スコト

三工場主ニ於テハ作業ヲ繼續ニ得ル限リ解雇セサルコト
四解雇ノ場合ハ勤続一ヶ年毎ニ日給二十日分ヲ年當

トシテ支給スルコト

五今後工場ニ関スル事項ニ就テ職工ト協議スル場合
ハ職工代表三名ヲ選定シテ協議スルコト

本月二十八日當座調停課ニ於テ以上ノ覺書ニ副印ニ圓
滿解決セリ

右及中(通)報候也